

平成 29 年度電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の 評価に関するヒアリング（概要）

日時： 平成 30 年 3 月 12 日（月） 15:00～16:10

場所： TKP 東京駅大手町カンファレンスセンター ホール 22G

出席者：

（有識者）

浅野 直人	福岡大学名誉教授
伊藤 敏憲	伊藤リサーチ・アンド・アドバイザー代表取締役
大塚 直	早稲田大学法科大学院教授
大橋 弘	東京大学経済学研究科教授

（環境省）

森下 哲	地球環境局長
角倉 一郎	地球環境局総務課長
鮎川 智一	地球環境局総務課地球温暖化対策制度企画室長
大井 通博	大臣官房環境影響評価課環境影響審査室長

議事概要：

- ◆ 環境省地球環境局総務課地球温暖化対策制度企画室長の鮎川から、資料 1 に基づき、評価結果案について説明。

（有識者の意見及び環境省からの応答）

浅野先生：

- 評価結果としてはこれでよいが、表現ぶりが控えめという印象。局長級とりまとめから既に 5 年も経ってしまっていることに驚くが、同じ感覚で言えば、2030 年もすぐやってきてしまうとの危機感をもって、取組を進めるべき。
- 削減目標達成に向けた協議会の努力には敬意を表するが、今の仕組みでは達成の見込みが見通せないことは、ある意味かわいそう。現在のような体制では難しく、構造的に無理があるように思う。京都議定書の下で経団連の自主行動計画が成功したのは、削減目標が 6% と小さかったからであり、あ那时的成功体験に基づき、同じように自主的取り組みでエネルギー供給の場面での温室効果ガス対策をやっていけると考えることには無理があるのでないか。協議会の低炭素社会実行計画の下では、文化や伝統が違う企業が集まっているため実効的な対応は難しいと思われる。自主的取組で達成が困難なら、直ちに制度的な対応に切り替えられるように今から準備しておくべき。
- また、政策的対応の評価は、本来、個々の政策施策の効果とこれに応じた事業者の努力を見るべきもの。その議論なく、先に指標ありきで評価をするのは無理だと考える。例え

ば、高度化法の非化石電源比率があれば再エネが促進されるわけではなく、再エネ導入のための政策は別。どの政策がどのような効果を出しているか、その結果としてどういう指標の数値が出ているか、という考え方で議論すべき。政策同士の相乗効果もある。

- 自治体向けの電力会社の情報開示は、自主的な取組では無理ではないか。真面目に情報開示に取り組む企業が損をするようでは困る。また、卸電力市場で販売電力を調達する小売事業者も増えており、電源構成等が見えなくなっている側面がある。電力自由化によって、情報開示の構造が非常に難しくなっており、それを事業者だけの努力と善意に頼るのはおかしい。自主的な取組で無理なのであれば、制度化が必要。

伊藤先生：

- 評価結果案に関しては、事実関係を淡々とまとめているため、内容に対して疑義はない。削減達成できないリスクを定量的に書くべきではないか。そこから電力部門における需要と供給のバランスをどう導いて、達成に向けてどう取組を進めて行くべきかが書かれていない。
- 足元の状況、すなわち景気低迷や震災後の省エネ努力、電源構成の変化などが、そのまま 2030 年度に向けて直線的に進むと考えるとよいかとなると不安。2030 年度の削減目標に向けては、原子力発電の再稼働の見通しは危うい。再エネは、例えば太陽光発電は導入が進んでいるが、再エネ種のアンバランスな普及や FIT の国民負担等のリスクが顕在化しつつあり、2 兆円の賦課金をかけても脱炭素化への効果が限定的となっている。その点については厳格に評価するべきではないか。
- 協議会として取り組むことには着実に成果を上げていると感じる。しかし、問題は、強制力がないこと。成果が上がっている局面においてはよいが、そうでない局面において協議会が強いリーダーシップを果たせるかとなると疑問。協議会を更に強い組織体制に組み替える必要があり、環境省がリーダーシップを果たすべき。

大塚先生：

- 全体的によくまとまっている。最後の総括パートは簡潔にまとめすぎている印象を受けるが。
- 電源構成や排出係数等の情報開示は重要である。どれくらいの数の自治体から情報提供の仕組み作りを国に求める要望が出ているのか。
- 協議会のカバー率に関して、販売電力量ベースでは高い数値を保っているが、会社の数は依然として会社数の 10 分の 1 程度。今後競争上の問題になる可能性があり、会員企業の数は保った方がよいのでは。
- 協議会の PDCA の書きぶりはマイルドすぎるのではないか。協議会が厳密な意味でチェックしていない以上、PDCA をそもそもやっていないと言えるのではないか。
- 政策的対応については、バイオマス混焼が CO2 の削減に結びつかない場合もあるという点は重要。省エネ法だけで低炭素化に向けて対応するのは難しいのではないか。地球温暖化対策推進法の排出抑制指針について、電力部門も策定すべきではないか。高度化法の「中

間評価の基準」に関して、文字通りとると 2030 年までの中間年に設定するようにも受け取れるが、個人的には毎年やるべきではと思っている。

大橋先生：

- 協議会については、会員企業に対する法的な罰則もなく、協議会に何か追加的対応を求めるのは難しいのではないかと。自主的な取組は褒めた方が頑張るものだと思うし、協議会の取組を批判するつもりはない。短期的に大きな成果を期待することは不適當。
- 石炭火力の記述が首尾一貫していない印象がある。現状の新增設計画が実現すると、高稼働率の下で 2030 年度の削減目標の達成が危うくなる、長期排出が続きロックインすると述べる一方で、後半で稼働率が落ちる話も書かれている。実際には、再エネが入ってくると、優先給電ルールで石炭火力の稼働率は地域によっては大きく落ちるのではないかと。最近の石炭火力への逆風の影響もあるだろう。採算がとれないなら事業者は事業を実施しないとと思われる。
- 情報開示の点については、電力・ガス取引監視等委員会に関する政策と考えるが、いずれにしても、行政が促すだけでは発電事業者の数が多すぎて限界があり、まず需要家の意識を高めなければならない。
- この評価は、誰に向けたメッセージであり、どのような出口を想定しているのか。省エネ法が歪んでいるのであれば、制度改正を促すこともできようが、何につなげていくのか。

鮎川室長：

- パート毎によって、評価結果のメッセージを伝える相手が異なる。事業者に関する評価をしている部分もあるし、他のパートでは、協議会、経済産業省に対する評価もある。環境省自身に向けて取組の加速化の必要性を書いている箇所もある。

大橋先生：

- なぜ電気事業者は自治体に情報提供をしなくなっているのか。

鮎川室長：

- 自由化の下、自治体に対しては、競争上の理由で教えていない事業者がいると聞いている。

大塚先生：

- まずは需要家の意識を高めるべきとの指摘もあったが、需要家への開示は重要である。ヨーロッパではリアルタイムで電源構成等を一般の方々が見られる仕組みがある。

大橋先生：

- 自家発自家消費については、現状、どのような整理になっているのか。

鮎川室長：

- それぞれの業界ごとに、低炭素社会実行計画の下で排出削減に取り組むこととされている。

伊藤先生：

- 目標達成に向けては、経年的な評価が大事となる。2030年に向けた各年の取組をきちんと評価する必要がある。情報が出にくくなっているのであれば、国をあげて情報が入手できる仕組み作りと分析を進めて行く必要があるのではないか。
- また、制度的な対応については、どのような状況になればやるのか、具体的な中身を示してほしい。事業者は、後から急に制度的対応策を打たれても困る。事業者が予備的な対応ができるように、政府には、具体的にどうやるか早く見せて欲しい。具体例で言えば、カーボンプライシングが典型的だが、どのような基準で価格をつけるのか具体的に示せば、事業者の行動を誘導できる。評価結果案は、制度の中身の具体性に欠ける印象。

鮎川室長：

- カーボンプライシングに関しては、別途、公開の検討会で議論をしており、先日出した取りまとめ案についても「更に検討を深めていくべき」との意見があった。この取りまとめを踏まえて、今後も議論を進めて行くが、現時点で具体的にこの評価結果に盛り込むことが難しく、ご理解いただきたい。

浅野先生：

- CCSのロードマップを策定と書かれているが、本当に急ぐ必要があり、早急にやるべきと言える。技術的制約から導入の目途が立っておらず、事業者はCCSはやらなくてよいと思っているのではないか。（貯留については）まとめて国で面倒を見るが費用は事業者に所定の負担をお願いする、といった仕組みも考えられる。大気汚染に係る公害補償やPCB処理に関する仕組みの経験もあり、それらも参考にすべき。前もってカーボンプライシングで費用を支払わせるのも一案だし、PCBのように事後的に高い処理費用を負担させるということも考えられる。どうしても石炭を使用する産業は長期的に一定程度残るので、CCSについては早急に対応すべき。この面でも緊迫感が足りない。

- ◆ 閉会に当たり、環境省地球環境局長の森下から挨拶があった。

以 上